

生活クラブ神奈川 遊佐田んぼクラブ規約

(目的)

第1条

遊佐町共同開発米部会と生活クラブ生活協同組合・神奈川は共に未来に向かって協同し、持続可能な生産と消費を創ることを宣言し、遊佐町共同開発米部会の生産管理のもと、生活クラブ生活協同組合・神奈川の組合員が遊佐町の圃場での米作りに参加して様々なチャレンジや共育を進めることを目的とする。この圃場を共に未来をつくる実践圃場として位置付けます。

(参加)

第2条

- 1) 各参加枠には新しい組合員の登場につなげる地域生協枠と田んぼクラブ会員枠を設定する
- 2) 地域生協枠は共同購入政策委員が中心となり参加者を送り出す
- 3) 田んぼクラブ会員枠は年度初めに会員継続の有無を確認し募集を行う

(会員資格の条件)

第3条

- 1) 第1条の目的に賛同すること
- 2) 年会費 5,000 円を支払うこと
- 3) 遊佐のお米と産地を愛すること

(会員特典)

第4条

- 1) 遊佐田んぼクラブ実践圃場で収穫した無農薬米を受け取る資格を有す
- 2) 作業に参加すると同時に遊佐の米づくりの学習、遊佐の管内視察、生産者との交流を行なえる

(規約の改廃)

第5条

この規約は共同購入政策委員会で議論し改廃を行う

2019年6月20日制定

2024年2月15日改定